## 〇総務省告示第三百三十五号

事 別  $\mathcal{O}$ 項 五 表 無 書 第 線  $\mathcal{O}$ 等 規 局 号 定 免  $\mathcal{O}$ 各 に  $\mathcal{O}$ 許 欄 基 手 づ 第 続  $\mathcal{O}$ き、 記 規 1 載 則 カ に 平 5 成 第 用 昭 三 和 1 8 + る ま + 年 で コ 総 五 K 別 年 務 省 電 表 無 告示 第 波 線 監 第 号 局 理  $\equiv$ 委  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 三 員 目 百 会 第 的 五. + 規 コ 1 ] 六 則 及 K 号 び 第 第 + 及 2 び 無 五. 号) 通 線 別 信 局 事 別 免 表 第二 項 許 表 第二 申 コ ] 請 号 号 K 書  $\mathcal{O}$ 等 兀 第 を 除 に 並 1 <\_ 。 添 び カ 付 5 12 す 第 别 を定 る 表 5 無 第 ま で、  $\Diamond$ 線 号 る 局

令和二年十一月十三日

件

 $\mathcal{O}$ 

部

を

次

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

に

改

正

す

る。

総務大臣 武田 良太

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 破 線 で 井  $\lambda$ だ 部 分をこれ に 対 応す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る 規 定

 $\mathcal{O}$ 破 線 で 井  $\lambda$ だ 部 分  $\bigcirc$ ょ う に 改  $\Diamond$ る。

秘話装置 SS 送信タイミング同期装置 (防災行政事務を行うことを目的 TTS として開設する同報通信方式の固定局に限る。) 別表第22号 附属装置コード 備考 表中の [ ]の記載は注記である。 屈 Ш 改 正 後 7. 1 補足事項 備考 別表第22号 秘話装置 [同左] [同左] 屈 Ш 改 正 前 SS 11 T 補足事項 備考